

地方税法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十九条第九号の処分）</p> <p>第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 納付又は納入すべき金額及び納付又は納入の期限の告知 二 徴収の猶予、換価の猶予及び滞納処分の執行停止に関する処分 三 担保の徴取及び担保の処分に関する処分 四 還付又は充当に関する処分 五 減免に関する処分 六 過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定 七 法第十一条第一項（これを準用する場合を含む。）の規定による告知 八 法第十三条の二第三項（法第十四条の十八第四項において準用する場合を含む。）の規定による告知 九 法第十三条の三第二項の規定による通知 十 法第十四条の十六第四項の規定による通知に係る処分 十一 法第十四条の十八第二項の規定による告知 十二 法第十六条の四の規定による保全差押に関する処分 十三 法第二十条の五の二の規定による期限の延長に関する処分 	<p>（法第十九条第九号の処分）</p> <p>第一条の七 同上</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 同上 二 同上 三 同上 四 同上 五 同上 六 同上 七 同上 八 同上 九 同上 十 同上 十一 同上 十二 同上 十三 同上

- 十四 法第二十條の九の三第四項の規定による通知に係る処分
- 十五 法第四十五條の二第二項又は第三百十七條の二第二項の規定による処分
- 十六 法第七十二條の二十五第二項から第五項まで（これらの規定を法第七十二條の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認に関する処分
- 十七 法第七十四條の十一第一項の規定による納期限の延長に関する処分
- 十八 法第三百二十一條の四第一項（同條第六項において準用する場合を含む。）又は第三百二十一條の六第一項の規定による通知
- 十九 法第四百七十四條第一項の規定による納期限の延長に関する処分
- 二十 法第六百三條の二第四項の規定による通知
- 二十一 法第六百二十九條第四項の規定による通知
- 二十二 法附則第二十九條の五第六項の規定による通知
- 二十三 政令第四十八條の九の八第四項（政令第四十八條の十七において準用する場合を含む。）の規定による通知

（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）

第三条 法人（法第二十四條第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めること

- 十四 法第二十條の九の三第三項の規定による通知に係る処分
- 十五 同上
- 十六 同上
- 十七 同上
- 十八 同上
- 十九 同上
- 二十 同上
- 二十一 同上
- 二十二 同上
- 二十三 同上

（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）

第三条 同上

ができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第四項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）	第六号様式（別表一から別表四の三まで）
(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十九条（同法第四百四五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）	第六号の二様式
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）	第七号様式（第六号様式別表四の三）
(四) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第九条の七第二十七項の書類）	第七号の二様式
(五) 利子割額の明細書（法第五十三条第二十八	第九号の二様式及び

同上	同上
(一) 同上	第六号様式（別表一から別表四の三まで（別表三から別表四の二の七までを除く。））
(二) 同上	同上
(三) 同上	同上
(四) 同上	第六号様式（別表三から別表四の二の七まで）
(五) 同上	第六号様式別表四の

		項の書類)	第九号の三様式
		(六) 課税標準の分割に関する明細書(法第五十七 七条第一項の課税標準の分割に関する明細書)	第十号様式
		(七) 均等割申告書(法第五十三条第十九項の道 府県民税の申告書)	第十一号様式
		(八) 申告書 の提出期限の延長 の処分等の届出書及び申告書の提出期限の延 長の取りやめ等の届出書(法第五十三条第四 十四項及び第四十五項の届出書)	第十三号の二様式及 び第十四号様式
2 略			
<p>(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)</p> <p>第四条の四 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。</p>			
申告書等の種類	様式		
(一) 災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書(法第七十二条の二十五第二項(法第七十二条の二十五第六項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに第七十二条の二十九第二	第十三号様式		

		(六) 同上	四及び第九号の二様式
		(七) 同上	同上
		(八) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長 の処分等の届出書(法第五十三条第四 十四項及び第四十五項の届出書)	第十二号様式
2 略			
<p>(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)</p> <p>第四条の四 同上</p>			
申告書等の種類	同上	同上	同上
(一) 申告書の提出期限の延長の承認申請書(一) (法第七十二条の二十五第二項(法第七十二条の二十五第六項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに第七十二条の二十九第二	同上		

<p>項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第四項（法第七十二条の二十五第七項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書）</p>	
<p>(二) 申告書の提出期限の延長の処分等の承認申請書（法第七十二条の二十五第三項及び第五項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合及び第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書）</p>	<p>第十三号の二様式</p>
<p>(三) 申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書（政令第二十四条の四第四項（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書）</p>	<p>第十四号様式</p>

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式（個人の市町村民税に係るものを除く。）によることができな
いやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを

<p>項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第四項（法第七十二条の二十五第七項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書）</p>	
<p>(二) 申告書の提出期限の延長の承認申請書(一) （法第七十二条の二十五第三項及び第五項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合及び第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書）</p>	<p>同上</p>
<p>(三) 届出書（ 政令第二十四条の四第四項（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書）</p>	<p>同上</p>

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 同上

定めることができる。

	申告書等の種類	様式
(一)	給与支払報告書	第十七号様式
(二)	公的年金等支払報告書	第十七号の二様式
(三)	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 (法第三百七十七条の六第二項の規定によつて提出すべき届出書)	第十八号様式
(四)	特別徴収に係る給与所得者異動届出書(法第三百二十一条の五第三項の規定によつて提出すべき届出書)	
(五)	確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第三百二十一条の八第一項及び第四項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の市町村民税の申告書)	第二十号様式(別表一から別表四の三まで)
(六)	退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書(法人税法第八十九条(同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。))の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第三百二十一条の八第一項の市町村民税の申告書及びこれに係る同条第二十二項の市町村民税の申告書)	第二十号の二様式
(七)	予定申告書及びこれに係る修正申告書(法	第二十号の三様式(

(一)	同上	同上
(二)	同上	同上
(三)	同上	同上
(四)	同上	
(五)	同上	第二十号様式(別表一から別表四の三まで(別表三から別表四の二の五までを除く。))
(六)	同上	同上
(七)	同上	同上

<p>第三百二十一条の八第一項及び第二項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の市町村民税の申告書</p>	<p>第二十号様式別表四の三)</p>
<p>(六) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書 (政令第四十八条の十三第二十八項の書類)</p>	<p>第二十号の四様式</p>
<p>(九) 課税標準の分割に関する明細書(法第三百二十一条の十三第一項の課税標準の分割に関する明細書)</p>	<p>第二十二号の二様式</p>
<p>(十) 均等割申告書(法第三百二十一条の八第十九項の市町村民税の申告書)</p>	<p>第二十二号の三様式</p>

2
4 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
<p>(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の)</p>	<p>第六号様式(別表一から別表四の三まで)</p>

<p>(六) 同上</p>	<p>第二十号様式(別表三から別表四の二の五まで)</p>
<p>(九) 同上</p>	<p>同上</p>
<p>(十) 同上</p>	<p>同上</p>

2
4 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 同上

<p>(一) 同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>第六号様式(別表一から別表四の三まで)</p>

<p>規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書)</p>	<p>第六号の様式</p>
<p>(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法第八十九条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第二十二項の申告書）</p>	<p>第七号様式（第六号様式別表四の三）</p>
<p>(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書）</p>	<p>第七号の様式及び第二十号の四様式別表二</p>
<p>(四) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第五十七条の二第一項の規定により準用される政令第四十八条の十三第二十八項の書類）</p>	<p>第九号の二様式及び第九号の三様式</p>
<p>(五) 利子割額の明細書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第五十三条第二十八項の書類）</p>	<p>同上</p>

<p>(二) 同上</p>	<p>（別表三から別表四の二の七までを除く。）</p>
<p>(三) 同上</p>	<p>同上</p>
<p>(四) 同上</p>	<p>第六号様式（別表三から別表四の二の七まで）及び第二十号様式別表四の二</p>
<p>(五) 同上</p>	<p>第六号様式別表四の四及び第九号の二様式</p>

2 略	(六) 課税標準の分割に関する明細書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の十三第一項の課税標準の分割に関する明細書)	第十号様式
	(七) 均等割申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第十九項の申告書)	第十一号様式

2 略	(六) 同上	同上
	(七) 同上	同上